

# 十人十色

～ パートナースhip宣誓制度 いながわ ～

概要版



わたしが決めるわたしの色  
自分らしく生きるまち猪名川町



2021年4月1日版  
猪名川町福祉課人権推進室

# 猪名川町パートナーシップ宣誓制度について〈概要版〉

猪名川町福祉課人権推進室

猪名川町では、「人権文化のまち猪名川町」をめざし、住民一人ひとりの人権意識を高め、住民の皆さんが主体となって人権文化のまちづくりの中で、性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるよう、「猪名川町パートナーシップの宣誓書に関する要綱」を2021年4月1日から施行しました。

それは、互いをその人生のパートナーと約束した同性カップルの宣誓書を町が受け取り、一定の条件を満たしている場合、2人をパートナーと認め「受領証」を交付するものです。(法的効力はありません)

## 1 対象

次の要件に該当する同性カップルが対象となります。

- (1) 双方が民法に定める成年に達していること
- (2) 双方が独身であること
- (3) 双方または一方が町内在住か、または町内への転入を予定していること

## 2 提出書類

- (1) パートナーシップ宣誓確認書 <様式2>
- (2) 住民票の写し
- (3) 戸籍謄本、戸籍抄本、独身証明書のいずれかひとつ(3か月以内発行)



## 3 本人確認のための書類など

- (1) 公的機関発行の顔写真付きの本人確認書類
  - ・運転免許証 ・パスポート(旅券) ・マイナンバー個人カード
  - ・障害者手帳(写真付) ・在留カード ・許可証(写真付) ・資格証(写真付) など

- (2) 上記の書類がない場合次のA・Bから1点ずつ(計2点)の提示

A: 健康保険証、年金証書、年金手帳、住民票、障害者手帳(写真なし)、  
介護保険被保険者証、各種医療受給者証 など

B: 職場の社員証(写真付)、各種会員証(写真付)、学生証(写真付) など

※A・Bに該当するものがない場合は、お問い合わせください。

※窓口へは、原本をご持参ください。郵送請求の場合は、写し(コピー)を添付してください。  
(転入届、転居届、印鑑証明書などは、郵送での手続きはできません)

※外国籍の方は、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書など、独身であることが確認できる書類(訳文) など

## 4 交付書類

猪名川町パートナーシップ宣誓書受領証〈様式3〉及び受領証カード



## 5 その他

- (1) 宣誓には通称名を使用することができます。  
(自認する性別に合った名や、外国籍の人が使用している日本名が該当します)
- (2) 万一の場合の救急隊対応用に、パートナーの連絡先欄を設けてあります。

## 6 申請方法

- (1) 福祉課／人権推進室各窓口にて、パートナーシップ宣誓確認書〈様式2〉をお渡します。
  - ・郵送希望の場合は、84円切手を貼った返信用封筒を同封して請求してください。
- (2) 必要書類は、福祉課／人権推進室へ持参、または郵送で送付し、宣誓受領証の交付日時を調整してください。
  - ・事前に福祉課／人権推進室で確認審査があります。
  - ・確認審査から受領証交付まで、約1週間、お時間をいただきます。
- (3) 交付日時にお二人そろって来庁(所)して、パートナーシップ宣誓書〈様式1〉に所定の事項にそれぞれ自署し、提出してください。
  - ・宣誓に自ら記入することができないときは、当該宣誓者双方の立会いの下で、他の者の代書も可能です。

からだの性 こころの性 じぶんの性 だれでも電話相談窓口

セクマイホットライン **【 にじいろ電話相談いながわ 】**

※ 専門の相談員がお待ちしています！

※ 毎月第2水曜日 9:00~12:00

※ 専用電話 **080-3434-8107**  
パ ー ト ナ ー



猪名川町福祉課

TEL: 072-766-0001(代表) / FAX: 072-766-8895

猪名川町福祉課人権推進室(六瀬総合センター内)

TEL: 072-768-0217 / FAX: 072-768-0468

e-mail: inagawa-jinken@town.inagawa.lg.jp



自分らしく暮らせるまち 猪名川町